

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第12条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第13条 市場において行う卸売については、せり売又は相対取引の方法によらなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第14条 会社は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他卸売を受ける者に対して不当に差別的取扱いをしてはならない。

(売買取引条件の公表)

第15条 会社は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託契約約款)

第16条 会社は、卸売のための販売の委託の引受けについては、受託契約約款を定めることができる。

- 2 会社は、前項の受託契約約款を定めるときは、関係者に周知しなければならない。

(卸売物品の引取り)

第17条 買受人は、会社から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 会社は、正当な理由がなく買受人が引き取りを怠ったと認められるときは買受人の費用でその物品を保管し又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

- 3 会社は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売又は相対取引に係る価格に10%(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品(以下「軽減対象資産」という。))にあつては、8%)に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ)が、第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第18条 会社は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。
- 3 会社は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売予定数量等の公表)

第19条 会社は、市場内において取扱う物品について、卸売予定数量については、

その日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の主要な産地ごと

の卸売予定数量並びに直前の開場日の主要な品目の卸売の数量及び価格を場

内の見やすい場所に提示するものとする。

- 2 会社は、前項の物品について、卸売の数量及び価格については、卸売終了後速やかに、その日の主要な品目ごとに高値、中値及び安値に区分して場内の見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 会社は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第15条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)を場内の見やすい場所に掲示するものとする。

(仕切及び送金)

第20条 会社は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して、その卸売をした翌々日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合に、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の10%(軽減対象資産にあつては、8%)に相当する金額、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額

を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

- 2 会社は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。
- 3 会社は、第1項の売買仕切金を現金、口座振込その他委託者が指定した方法により支払わなければならない。

(委託手数料の率)

第21条 会社が市場における委託者から収受する委託手数料は、卸売金額(せり売又は相対取引の方法による取引に係る価格にその10%(軽減対象資産にあつては、8%)に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。)に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。

鮮魚及びその加工品 100分の8.5

鮮魚を除く生鮮食料品及びその加工品 100分の7.0

- 2 会社は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第22条 会社は、当該市場における取引品目の安定的供給の確保をはかるため、当該卸売金額に取引品目ごとに次の交付率以内において、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

鮮魚 100分の1.7 鮮魚を除く生鮮食料品 100分の1.0

- 2 前項の出荷奨励金の交付は、それが会社としての財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ取扱品目の安定供給に資するものでなければ交付することができない。

(買受代金の支払義務)

第23条 買受人は、会社から買受けた物品引受後の3日（会社と買受代金の支払猶

予の特約がある場合には、その特約の期日）まで買受代金（買受けた額にその10%、軽減対象資産にあつては、8%に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

- 2 前項の特約は、その他の買受人に対して不当な差別的取扱いとなるものであってはならない。
- 3 買受人は、第1項の買受代金を現金又は口座振込その他会社が指定した方法により支払わなければならない。

(完納奨励金の交付)

第24条 会社は、卸売代金の期間内の完納を奨励するため当該卸売金額に、取扱品

目ごとに次の交付率以内において、買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

鮮魚及びその加工品 100分の0.5

- 2 前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれに該当するものであってはならない。

(1) 当該完納奨励金の交付が、会社に過当競争による弊害を生じさせるおそれがあるとき。

(2) 当該完納奨励金の交付が、卸売業者としての財務の健全をそこない

又は卸売業者の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるとき。

(その他の決済の方法)

第25条 市場における売買取引の決済は、第20条から前条までに定めるもののほか、会社と協議して決定した支払方法により、会社と締結した契約に定めた支払期日までに行わなければならない。

